

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合建設工事等総合評価実施要綱

平成23年 7月22日

(趣旨)

第1 この要綱は、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合(以下「組合」という。)が発注する建設工事等の請負契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が組合にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価落札方式」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとし、その実施に関しては、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(対象工事等)

第2 総合評価落札方式により入札を行う工事等(以下「対象工事等」という。)は、公共工事等の品質を確保するため、企業の技術力及び企業の信頼性・社会性を入札価格と一体として評価することが必要と認められる工事等から選定するものとする。

(総合評価落札方式の種類を選定)

第3 総合評価落札方式の実施にあたっては、「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合総合評価活用ガイドライン」の「総合評価落札方式の種類」及び「総合評価落札方式の対象工事の選定」に基づき、特別簡易型(Ⅰ)、特別簡易型(Ⅱ)、簡易型(Ⅰ)、簡易型(Ⅱ)、標準型(技術提案型)、標準型(高度技術提案型)から選定する。

(総合評価の方法)

第4 総合評価落札方式による評価の方法については、別記の落札者決定基準によるものとする。

(総合評価委員会の設置)

第5 総合評価落札方式の評価方法、評価基準、落札者決定基準、技術審査等について中立かつ公正な審議を行うため、学識経験者からなる甲府・峡東地域ごみ処理施

設事務組合総合評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（入札方法）

第6 総合評価落札方式により入札を行うときは、この要綱により実施するものとする。

（審査）

第7 管理者は、総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、事前に実施対象工事等の適否及び落札者決定基準について、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合技術審査会（以下「技術審査会」という。）の審査に付するものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第8 管理者は、総合評価落札方式により入札を行おうとするとき、及び落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ委員会の委員2名以上の意見を第1号様式により聴取しなければならない。

2 管理者は、前項の意見聴取の際、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ委員会の委員2名以上の意見を第2号様式により聴取しなければならない。

（実施対象工事等の適否及び落札者決定基準）

第9 管理者は、実施対象工事等の適否及び落札者決定基準について、第8の意見を受けた後決定するものとし、必要に応じて技術審査会の審議に付するものとする。

（評価結果の公表と疑義照会）

第10 管理者は、価格以外の評価点を算定後、技術審査会の審議に付し、第2-1号様式により組合ホームページで公表するものとする。

2 入札参加者は、前項の規定による公表があった日から3日以内に、自らの評価点について、第3号様式により疑義の照会をすることができるものとする。

3 管理者は、前項の照会に対し、第4号様式により回答するものとし、必要に応じ

て技術審査会の審議に付するものとする。

- 4 前項の場合において、価格以外の評価点を修正したときは、組合ホームページで修正した結果を公表するものとする。

(落札予定者の決定方法)

第11 落札予定者の決定方法は、別記落札者決定基準のほか、次の各号の規定によるものとする。

(1) 入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行うものとする。

(2) 入札参加者のうち、次のすべての要件を満たす者を審査対象とする。

ア 価格以外の評価を行うために必要な資料(当該入札公告に定められた評価資料等)を提出した者

イ 入札書が無効でない者

ウ 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回らない者

エ 低入札調査基準価格を設けた場合において、当該契約の履行が確保されると認められた者

オ 低入札調査失格基準価格を設けた場合、低入札調査失格基準価格を下回らない者

(3) 落札予定者は、総合評価値の最も高い者とする。ただし、総合評価により得られた評価値の最も高い者が2者以上いる場合は、くじにより決定するものとする。

2 削除

(落札者の決定)

第12 管理者は、開札後、技術審査会の審議に付して落札者を決定するものとする。

ただし、第8第2項の規定により落札者決定の意見聴取を行った場合は、技術審査会の審議に付して決定するものとする。

- 2 前項により落札者が決定したときは、組合ホームページで公表するとともに、落札者に通知するものとする。

(入札参加者への周知)

第13 管理者は、入札参加者に対し入札公告により次の事項を周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合建設工事総合評価入札技術等審査確認資料作成要領」に定められたすべての様式を提出すること。
- (3) 価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関すること。
- (4) 落札者の決定方法
- (5) 総合評価に関する審査結果が公表されること。
- (6) 価格以外の評価点について疑義の照会ができること。

(資料の提出)

第14 入札参加者は第13第2号の資料を総合評価入札技術等審査確認資料提出時にすべて提出しなければならない。

(技術提案の明示)

第15 管理者は、標準型による総合評価落札方式で発注しようとする場合は、入札公告等を行う際に、対象工事等が要求する性能等に関する資料を提示し、技術提案を求める旨を明示する。

(技術提案の提出方法)

第16 管理者は、技術提案を求める場合は、その内容を明示した技術提案書を総合評価入札技術等審査確認資料提出時に併せて提出させるものとする。ただし、管理者が別に提出時期を指定したときは、この限りでない。

(技術提案の審査)

第17 管理者は、提出された技術提案書について、技術審査会の審査に付するものとする。ただし、必要に応じて専門分野の学識経験者に意見を聴くことができるものとする。

2 前項の審査を行う場合において、管理者は必要に応じて入札参加者に対して、ヒアリングを実施することができるものとする。

(技術提案の改善)

第18 管理者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合又は一部の不備を解決できる場合には、技術提案の改善を求め、又は入札参加者に改善を提案する機会を与えることができる。

(提案の採否の通知等)

第19 技術提案の採否については、提案者に第5号様式により通知するものとする。

この場合において、技術提案書が採用されなかった者は、第3号様式により3日以内に理由の説明要求を行うことができるものとする。

2 管理者は、前項の照会に対し、第4号様式により回答するものとし、必要に応じて技術審査会の審議に付するものとする。

(技術提案の保護)

第20 技術提案については非公表とし、技術提案の特定以外に提案者に無断で使用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、以後の工事等において、前項の提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する場合についてはこの限りでない。

(総合評価に係る資料の作成費用)

第21 入札参加者が総合評価に係る資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(価格以外の評価内容の履行の確保)

第22 落札者の提示した施工計画又は技術提案は契約内容となるため、管理者は、当該工事等の契約後速やかに、その項目を含めた施工計画書の提出を請負者に求め、具体的な内容を両者確認のうえ、実施状況等を確認表により確認していくものとする。この場合において、請負者の責により計画どおり履行がなされていないと判断されたときは、建設課で審議し請負者が提示した施工計画又は技術提案による効果及び履行の状況を総合的に勘案したうえで、「甲府市工事成績評定要領」に準じて的確に工事成績に反映するものとし、工事の適正な履行の確保及び履行の評価を行う

ものとする。

- 2 総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除又は指名停止等の措置を講じることができるものとする。

(入札実施における特例)

第23 この要綱に基づき入札を行うときは、他の要綱・要領等の規定にかかわらず次のとおり実施するものとする。

- (1) 申請書及び資料は、公告に定められた受付期間及び受付場所に持参するものとし、郵送等(ファクシミリを含む。)によるものは受け付けない。
- (2) 管理者が必要と認めた場合は、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を適用する。

(秘密の保持)

第24 総合評価に関する審査結果を除き、この要綱に基づき入札参加者から提出された資料等は、公表しない。

(その他)

第25 管理者は、この要綱の執行に関して疑義が生じた場合は、技術審査会において協議し対応するものとし、必要に応じて委員会に諮るものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 7月22日から施行する。

この要綱は、平成24年10月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年12月15日から施行する。